

第 10 回独立行政法人国立大学財務・経営センター債券
発 行 要 項

1. 債券の名称 第 10 回独立行政法人国立大学財務・経営センター債券
2. 債券の総額 金 50 億円
3. 振替法の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。
4. 各債券の金額 1,000 万円
5. 利 率 年 0.152 パーセント
6. 発 行 価 値 額面 100 円につき金 100 円
7. 償 還 金 額 額面 100 円につき金 100 円
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本債券の元金は、平成 32 年 3 月 19 日にその総額を償還する。
 - (2) 本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
 - (3) 本債券の買入消却は、本要項第 22 項記載の振替機関が定める社債等に関する業務規程及びその他振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、平成 27 年 9 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払う。
 - (2) 発行日の翌日から平成 27 年 3 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき本要項第 5 項に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。
10. 担 保
本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成 15 年法律第 115 号。以下「センター法」という。）の定めるところにより、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「当センター」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
11. 募集の受託会社
 - (1) センター法第 16 条第 6 項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。
 - (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 - (3) 受託会社は、本要項各項のほか、法令及び当センターと受託会社との間の平成 27 年 2 月 6 日付第 10 回独立行政法人国立大学財務・経営センター債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。

12. 期限の利益喪失事由

本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当センターが本要項第 8 項又は第 9 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当センターが発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当センター以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当センターが行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5 営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 法令により、本債券の償還期日前に当センターが解散することが決定され、かつ、本債券の債務が承継されないことが明らかとなったとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当センター又は当センターが解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

13. 公告の方法

当センター又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知する場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を当センターに通知したときは、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。

14. 債券原簿の公示

当センターは、その東京連絡所に本債券の債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

15. 本要項及び委託契約の公示

本要項及び委託契約の謄本は当センターの東京連絡所及び受託会社の本店で、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

16. 本要項の変更

- (1) 当センターは、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当センターはその内容を公告する。ただし、当センターが受託会社と協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

17. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、当センター又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも 3 週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 本債券の総額の 10 分の 1 以上に当たる本債権者は、その保有する本債券に関する振替法第 86 条第 3 項に定める書面を添えて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。

18. 申 込 期 日 平成 27 年 2 月 6 日

19. 募 入 方 法

応募超過の場合は、本要項第 21 項記載の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。

20. 払 込 期 日 平成 27 年 2 月 27 日

21. 引受並びに募集の取扱者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代表）

みずほ証券株式会社（代表）

22. 振 替 機 関

株式会社証券保管振替機構

23. 発行代理人及び支払代理人

前項の振替機関が定める業務規程に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。

24. 元利金支払に関する手数料

当センターが本債権者に対する元利金支払を行った者に対して支払う手数料は、以下のとおりとする。

元金支払の場合 支払元金金額の10,000分の0.075

利息支払の場合 支払利息の対象となる元金金額の10,000分の0.075

なお、上記手数料に賦課される消費税及び地方消費税は当センターの負担とする。

以 上